

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－３ 品質管理 監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各金融商品取引業者等の創意工夫を尊重しているか、各金融商品取引業者等に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生の最大化という幅広い視点に立ちつつ、各金融商品取引業者等の業務運営が市場の公正及び投資者保護を確保するものとなるよう、監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>関係幹部</u>において、例えば次の点について、金融商品取引業者等から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキ	Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－３ 品質管理 監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各金融商品取引業者等の創意工夫を尊重しているか、各金融商品取引業者等に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生の最大化という幅広い視点に立ちつつ、各金融商品取引業者等の業務運営が市場の公正及び投資者保護を確保するものとなるよう、監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>監督局関係幹部等</u>において、例えば次の点について、金融商品取引業者等から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキ

改 正 後	現 行
ヤナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 (1) 金融庁電子申請・届出システム 金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる<u>金融モニタリングシステム (FIMOS) (以下「FIMOS」という。)</u>を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 (2) <u>金融モニタリングシステム (FIMOS)</u> 金商法第 46 条の 3 第 1 項に規定する事業報告書、同法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第 47 条の 2 に規定する事業報告書、同法第 48 条の 2 第 1 項に規定する事業報告書、同条第 2 項に基づく金商業等府令第 188 条第 2 号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第 63 条の 4 第 2 項に規定する事業報告書及び同法第 63 条の 12 第 2 項 (同法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)) において適用する場合を含む。) に規定する事業報告書については、原則として、FIMOS を利用して提出を求めることとする。 Ⅱ－3 法令解釈等外部からの照会への対応 Ⅱ－3－2 法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター制度)	ヤナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 (1) 金融庁電子申請・届出システム 金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる<u>金融モニタリングシステム (以下「FIMOS」という。)</u>を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 (2) <u>金融モニタリングシステム</u> 金商法第 46 条の 3 第 1 項に規定する事業報告書、同法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第 47 条の 2 に規定する事業報告書、同法第 48 条の 2 第 1 項に規定する事業報告書、同条第 2 項に基づく金商業等府令第 188 条第 2 号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第 63 条の 4 第 2 項に規定する事業報告書及び同法第 63 条の 12 第 2 項 (同法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)) において適用する場合を含む。) に規定する事業報告書については、原則として、FIMOS を利用して提出を求めることとする。 Ⅱ－3 法令解釈等外部からの照会への対応 Ⅱ－3－2 法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター制度)

改正後	現 行
法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>〔削除〕</u> （２）〔略〕 Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業	法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u> （２）〔略〕 Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業

改正後	現 行
活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。 <u>〔削除〕</u>	活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u>

改 正 後	現 行
(2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。	(2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

改正後	現 行
Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点等 金融商品取引業者等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）〔略〕 （４）行政指導等の方式（行政手続法第３５条） ① 〔略〕 ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第３５条第４項各号に該当する場合を除く。）。 イ．～ハ．〔略〕 Ⅳ．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３－１ 有価証券関連業に係る業務の適切性	Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点等 金融商品取引業者等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）〔略〕 （４）行政指導等の方式（行政手続法第３５条） ① 〔略〕 ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第３５条第３項各号に該当する場合を除く。）。 イ．～ハ．〔略〕 Ⅳ．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３－１ 有価証券関連業に係る業務の適切性

改 正 後	現 行
Ⅳ－３－１－７ 災害における金融に関する措置 (１)・(２) [略] (３) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。	Ⅳ－３－１－７ 災害における金融に関する措置 (１)・(２) [略] (３) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。